

2 学習指導要領における位置付け

(1) 総則

体育・健康に関する指導（中学校学習指導要領総則編 第1章第1の3）

学校における体育・健康に関する指導は、生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科の時間はもとより、技術・家庭科、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない。

健康に関する指導については、生徒が身近な生活における健康に関する知識を身に付けることや活動を通じて自主的に健康な生活を実践することのできる資質や能力を育成することが大切である。

その指導においては、体づくり運動や各種のスポーツ活動はもとより、保健指導、安全指導、給食指導などの健康に関する指導が重視されなければならない。このような体育・健康に関する指導は、保健体育科の時間だけではなく技術・家庭科などの関連教科や道徳、特別活動のほか、総合的な学習の時間なども含めた学校の教育活動全体を通じて行うことによってその一層の充実を図ることができる。

※小学校、高等学校も同様に位置付けられている。

(2) 特別活動

「学級活動」心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成

- 生涯を通じて積極的に健康の保持増進を目指すような態度の育成
 - ・ 喫煙、飲酒、薬物乱用などの害に関することについて、学年や発達の段階も踏まえて題材を設定し、身近な視点からこれらの問題を考え意見を交換できるような話し合いや討論、実践力の育成につながるロールプレイングなどの方法を活用して展開していくこと。

「学校行事」健康安全・体育的行事

- 心身の健全な発達や健康の保持増進についての理解を深める
 - ・ 喫煙、飲酒、薬物乱用などの行為の有害性や違法性、防犯や情報への適切な対処や行動について理解させ、正しく判断し行動できる態度を身に付ける。

(3) 体育・保健体育

「小学校」病気の予防

- 喫煙、飲酒、薬物乱用などの行為は、健康を損なう原因となること。

「中学校」健康な生活と疾病の予防

- 喫煙、飲酒、薬物乱用などの行為は、心身に様々な影響を与え、健康を損なう原因となること。

「高等学校」健康の保持増進と疾病の予防

- 喫煙と飲酒は、生活習慣病の要因になること。また、薬物乱用は、心身の健康や社会に深刻な影響を与えることから行ってはならないこと。それらの対策には、個人や社会環境への対策が必要であること。